

別添1

介護職の魅力発信事業実施要綱

1 目的

未来を創っていく子どもたちや若者の世代にとって“介護”は身近とは言い難い社会となっており、それは“老い”に対するネガティブイメージともつながっている。介護職への参入促進を図るためにには、介護の仕事は、本来、やりがいが多く、魅力的な仕事であることを再認識させると同時に“老い”と“介護”的捉え方を前向きに変換していくことが必要である。

あおもり介護の魅力発信フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）の開催や各イベントを発信の場として活用し、介護職の魅力だけではなく、老いや介護についての正しい知識と楽しみ方の普及を図り、すそ野を拡大し、介護の仕事のイメージアップや介護職への参入促進を目的とする。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

介護の魅力を発信するためのフェスティバルの開催等

4 事業の概要

（1）子どもや若者世代を意識したアプローチ

体験しながら楽しみながら、介護に携わる様々な人と関わり、介護の仕事、介護、老いに触れてもらうとともに、介護職員マインドを感じてもらう。

（2）介護技術や介護機器に触れる機会

介護技術や介護機器に直に触れ知識を得る機会を作り、興味や関心を広げる。

（3）介護の現場を知ってもらう

現役介護職員が自分たちの言葉で介護の仕事を伝えたり、パネル展示等により、親しみやすく垣根を低くし、介護の仕事の本質と職場環境を伝える。

（4）介護の仕事等の相談ブースの設置

介護の仕事等について、気軽に相談や話をする機会を提供する。

（5）学校や他団体との連携

学校や他団体と連携し、学校訪問や他団体が開催するイベント等において介護職の魅力等を積極的に発信する。

別添2

介護技術コンテスト開催事業実施要綱

1 目的

介護に係る技術を審査するコンテストを開催し、介護職員の仕事に対するモチベーションや職業に対する誇りを高めるとともに、介護の魅力を発信することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

3 事業内容

(1) 介護技術コンテスト検討・審査委員会の設置

競技内容や審査方法・手順等を検討するほか、コンテストにおいて審査を行う。

(2) 介護技術コンテストの周知

コンテストの参加者募集及び開催について関係機関等に周知を行い、来場者を広く募る。

(3) 介護技術コンテストの開催

介護の魅力を伝え、介護の仕事への理解を深めるものとする。

① 講演の実施

② コンテストの実施

ア コンテスト対象者は、県内で介護業務に従事している介護職員、または介護福祉を学んでいる学生とする。

イ コンテストは実技及び質疑応答を行い、内容を審査する。

ウ 最優秀賞等を表彰し、記念品を贈呈する。

(4) 先進地調査

実績が顕著な都道府県のコンテストの手法を学ぶことで、より良い企画立案につなげる。

4 事業実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、関係機関と連携を図り、事業の一定水準の確保、向上及び効果的、効率的な実施に努めるものとする。

訪問介護サービス提供責任者研修事業実施要綱

1 目的

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす上で、利用者の居宅においてサービスを提供する訪問介護は重要な役割を担っている。特に、サービス提供責任者は、訪問介護の中心的な存在であり、その者のスキル如何によって、介護サービスの質は大きく左右される。また、サービス提供責任者は、訪問介護員に対する技術指導や困難事例へのアドバイス等を行う立場にあり、質の高い訪問介護員を育成する役割も担っている。

このことを踏まえ、適切な訪問介護計画の作成や訪問介護員への指導・教育技術の向上を図る観点から、サービス提供責任者を対象とした研修を実施することにより、訪問介護サービスの質の向上と質の高い訪問介護員の育成を目指すこととする。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

(1) 研修の受講対象者

県内の指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者及び今後サービス提供責任者になる予定の者

(2) 研修期間及び内容

ア 研修期間 1日間（年2回実施）

イ 研修内容 適切なアセスメント、それに基づく訪問介護計画の作成、訪問介護員への指導・教育等に係る技術向上を目的とした講義・演習

別添4

アセッサー講習受講支援事業実施要綱

1 目的

厚生労働省が定める介護職員資質向上促進事業実施要綱に規定する介護プロフェッショナルキャリア段位制度における評価者（アセッサー）の養成を支援することにより、本県の介護職員の資質向上及びキャリア形成を図り、介護人材の確保及び定着を促進することを目的とする。

2 実施主体

青森県内に介護事業所を有する介護事業者

3 事業内容

介護プロフェッショナルキャリア段位制度における評価者（アセッサー）講習を受講した者が属する県内の介護事業者を対象として、講習受講料について支援を行う。

別添5

介護施設における医療介護連携人材養成事業実施要綱

1 目的

医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増加する中、介護の知識に加え医療の知識を有する介護人材の育成、資質の向上を推進するため、県内の介護保険施設等で介護職員として勤務している者で、准看護師免許を取得後、従前の介護保険施設等で介護職員として勤務しようとする者に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人青森県医師会

3 事業内容

県内の介護職員の医学知識習得のため、介護職員の准看護師養成所（2年課程）への進学を促すとともに、卒業後の県内定着のための仕組みを構築する。

（1）准看護師養成所への進学に係る学費等の支援

県内の介護事業所に所属する介護職員で、現在、准看護師養成所に進学しており、かつ、卒業後、県内の介護事業所に勤務しようとする者に対して学費等の支援を行う。

（2）卒業後の県内定着に関する仕組みの検討

3（1）に掲げる進学者の卒業後の県内定着のための仕組み等を検討、構築するため、関係者（介護事業所、准看護師養成所等）による協議会等を開催する。

別添6

市民後見推進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の課題に対応するため、弁護士等の専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このことを踏まえ、高齢者の福祉を増進する観点から、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業の取組を支援することを目的とするものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

下記の（1）から（3）のいずれか1つ以上の事業を実施するものとする。

（1）市民後見人の養成研修の実施

成年後見制度において、身上監護等の支援を行う市民後見人の養成研修を実施する。

なお、本事業については、別紙1に基づき実施するものとする。

（2）市民後見人の資質向上のための支援体制の構築

権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。

また、弁護士・司法書士・法テラス・社会福祉士等の専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。

なお、本事業については、別紙2に基づき実施するものとする。

（3）その他市民後見人の活動推進のために実施主体が必要と認める事業

- ① 成年後見制度の普及啓発を目的とした、地域住民に対するセミナー等の実施
- ② 市民後見人の役割等の理解を深めるとともに、他自治体の取組状況を学び、今後の市民後見活動の参考にすることを目的とした、市民後見推進モデル事業研修会等への参加等。
- ③ その他、市民後見人の活動推進のために実施主体が必要と認める事業。

市民後見人の養成研修事業の実施について

1 研修対象者

各市町村において、市民後見人として活動することを希望する地域住民。

2 研修内容等

研修受講者に対して、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を修得させる。

3 受講手続等

- (1) 受講の手続きは、実施主体の定める研修要項に基づき行うものとする。
- (2) 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定する。

4 修了証書の交付等

- (1) 実施主体の長は、研修修了者に対し、実施主体の定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
- (2) 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。
- (3) 実施主体の長は、研修修了者について、研修修了者本人の同意に基づき、名簿に研修修了者を登録するものとする。

5 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別紙2)

市民後見人の資質向上のための支援体制構築事業の実施について

1 市民後見人等の資質向上を目的としたフォローアップ研修

(1) 研修対象者

各市町村において、市民後見人養成研修を修了した者。

(2) 研修内容等

研修受講者に対して、後見事務等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講手続き等

ア 受講の手続きは、実施主体の定める研修要項に基づき行うものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定する。

(4) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

2 権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

(1) 市民後見推進（支援）協議会の開催

市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、活動により生じた課題の解決策、活動結果に対する評価、市民後見人の受任調整等について協議する。

(2) 成年後見支援センター運営

市民後見人の後見等の業務について、支援・助言・相談及び実践研修実施等でサポートするとともに、市民等からの成年後見制度利用に関する相談に応じる。

なお、実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

ただし、平成23年度から平成26年度の間に設置された成年後見支援センターに限るものとする。

介護ロボット導入支援事業実施要綱

1 目的

介護職員の安定的な確保と定着を図るために、介護人材の参入促進や資質の向上、労働環境と待遇の改善を進めていく必要があり、このうち、労働環境の改善に当たっては、介護職員の負担軽減を図り、介護職員がより働きやすい職場環境を整備していくことが有効である。介護ロボットの導入は、そのための一つの方策と考えられることから、介護職員の負担軽減により介護人材の確保と定着を図るため、介護ロボットの導入を促進することを目的とする。

2 実施主体

- (1)、(2)、(4) 及び (3) の申請窓口業務を青森県社会福祉協議会に委託する。
- (3) 青森県（介護事業所に対する補助）

3 事業内容

(1) 介護ロボットの導入のための研修会等の実施

県内の介護関係者向け研修会等を開催し、介護ロボットの機能・有用性について理解を深めることにより、介護・福祉施設への介護ロボットの導入促進を図る。

(2) 介護ロボットの利活用についての検討

ア 必要に応じ介護関係者、有識者等の協力を得ながら、介護ロボットの普及・促進に向けた検討を行う。

イ 介護ロボット導入施設に対してフォローアップ等を行い、適切に事例の蓄積をするとともに、導入事例の検討等を行う。また、先駆的に介護ロボットの導入・普及の取組を進めている他自治体における実践事例等の情報収集を行い、県内での介護ロボットの普及促進に向けた具体的な利活用事例などの検討に役立てる。

(3) 介護ロボット導入施設への購入費用の補助

ア 対象となる介護ロボットについて、購入により導入した施設に対し、一部費用の補助を行う。

イ 補助対象とする介護ロボット等必要な事項については、必要に応じ介護関係者、有識者等の協力を得て総合的に検討する。

ウ 介護ロボット導入施設に対してフォローアップを行い、適切に事例の蓄積をするとともに、導入事例の検討等を行う。

エ 補助対象施設は、青森県介護サービス認証事業所認証評価制度への参加宣言事業所とする。また、同制度の認証事業所及びあおもりノーリフティングケア推進事業のモデル施設を優先的に選定する。

(4) 介護ロボット導入に係る普及・啓発

介護ロボットの導入結果（導入実績、効果の検証等）について、ホームページ等を活用し普及するほか、県内に広く普及・啓発するための手法を検討する。

新採用介護職員人材育成・定着支援事業実施要綱

1 目的

本県の介護職員の離職率は、入職後3年未満の者において極めて高く、介護職員の定着を促進するためには新人教育が重要である。

このことを踏まえ、新たに採用された介護職員に対し、業務上の指導に加え、心身の健康等に係る助言を行うことができる指導者を養成し、新採用介護職員の教育体制の強化と充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

次のとおり新採用介護職員人材育成定着支援研修を実施する。

(1) 研修の目的

新採用介護職員の離職を防止するため、新たに採用された介護職員に対し、業務上の指導に加え、心身の健康等に係る助言を行うことができる指導者となる人材を養成する。

(2) 研修対象者

県内の介護の介護サービス施設・事業所に勤務する中堅介護職員等

(3) 研修内容

研修受講者に対し、新人職員の研修のあり方、相談支援方法や実地指導者としての基本的な知識や技術等を習得させるためのものとする。

チームワーク強化支援事業実施要綱

1 目的

介護人材の確保・定着に資する取組みとして、スーパーバイザーが地域の各事業所等に出向き、チームケアに係る体験型の出張講座を開催することで、施設内・地域内のチーム機能構築を図るとともに、スーパーバイザーを養成し県内各地に配置することで、地域の介護の組織力向上及び介護サービスの質の向上を図る。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

(1) スーパーバイザー養成研修

事業所や地域において、組織の強化に有効とされる「施設内研修マニュアル」を実施できる人材を育成するため、講師を招き、研修を実施する。

(2) スーパーバイザーフォローアップ研修

前年度に養成されたスーパーバイザーを対象に、学んだ内容・実践した内容を振り返り、継続な実施や質の向上を図る。

(3) スーパーバイザーによる出張講座

県内5地区でスーパーバイザーが「施設内研修マニュアル」を講義し、介護現場の組織力やサービスの質の向上を図る。

認知症ケアにおける多職種連携研修事業実施要綱

1 目的

介護サービス施設・事業所において認知症ケアの資質の向上を図るために、介護と医療の多職種が連携し、本人のケアを支えていくことが必要である。

このため、介護職員と医療職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互の理解と連携の強化促進を図るために研修を実施することにより、認知症ケアに対する職員のスキルアップに資することを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する認知症ケアに携わる介護職と医療職を対象に、それぞれの専門性を活かしながら、相互の連携を促進するための研修を実施する。

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

1 目的

介護支援専門員の知識や技能の維持のため、義務付けられている5年ごとの法定研修受講以外にそれぞれの課題に応じた法定外の研修を実施することで、青森県内の介護支援専門員の資質の向上を図る。また、法定外研修及び法定研修の研修内容について、本事業で運営する研修向上委員会検討部会で協議し、研修内容を精査し、内容の充実を図る。

2 実施主体

公益社団法人青森県介護支援専門員協会

3 事業内容

- (1) 介護支援専門員同行型研修の実施
- (2) 介護支援専門員基礎資格別スキルアップ研修の実施
- (3) 主任介護支援専門員スキルアップ研修の実施
- (4) 介護支援専門員重点課題解決研修の実施
- (5) 施設介護支援専門員研修の実施
- (6) 介護支援専門員及び介護サービス事業者合同研修の実施
- (7) 介護支援専門員高齢者権利擁護研修の実施
- (8) 介護支援専門員研修向上委員会検討部会の開催
- (9) 「(1)」から「(8)」までの成果を踏まえた事業の修正

4 受講対象者

青森県に登録している介護支援専門員有資格者

5 実施方法等

(1) 研修の開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、感染状況に応じ適宜オンラインを活用した研修の実施方法を検討すること。

(2) 研修費用

本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

(3) その他留意事項

運営上知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修指導者、研修補助者及び受講者に対して十分に留意するよう指導すること。

階層別研修事業実施要綱

1 目的

介護職員の安定的な確保・定着を図るため、初任者、中堅介護職員、管理者、それぞれの階層に求められる能力を強化することを目的とする。

(1) 初任者

介護職員に求められる人間力や社会人基礎力（職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力）等を強化し、職場定着を図る。

(2) 中堅介護職員

コミュニケーション能力や職業倫理、問題解決能力といった組織のリーダーに求められるマネジメント能力に加え、自身や後輩のメンタルケア能力等を強化し、組織全体の活性化や若手職員の人材育成につなげる。

(3) 管理者

管理職に求められるマネジメント能力、統率能力等を強化し、組織全体の活性化や若手職員の人材育成につなげる。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

(1) 初任者介護職員ヒューマンスキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する経験年数3年未満の介護職員に対して、人間力や社会人基礎力等を強化するための研修を実施する。

(2) 中堅介護職員スキルアップ事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する中堅職員を対象に、マネジメント能力やメンタルケア能力等を強化するための研修を実施する。

(3) 管理者キャリアサポート事業

県内の介護サービス施設・事業所に勤務する管理職員（管理職相当職にある者を含む）を対象に、マネジメント能力、統率能力等を強化するための研修を実施する。

介護事業所 I C T 導入支援モデル事業実施要綱

1 目 的

I C T を活用して、介護記録から請求業務まで一気通貫で行い、介護従事者の業務の負担軽減や省力化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

青森県

3 事業内容

介護記録から請求業務まで一気通貫で行うことができる介護ソフト及びタブレット端末等を導入し、記録業務や請求業務の効率化・省力化及び事業所内でのリアルタイムの情報共有を図る。

4 事業実施上の留意事項

(1) 補助対象施設は、青森県介護サービス認証事業所認証評価制度への参加宣言事業所とする。また、同制度の認証事業所及びあおもりノーリフティングケア推進事業のモデル施設を優先的に選定する。

(2) セミナー等への協力

事業成果を県内全域の事業所へも広く周知するため、I C T 導入の成果をセミナー等で報告する予定である。

そのため、補助を受けた介護事業所に対し、セミナー等の際に協力を依頼することもある。

別添1 4

介護施設における看護職員の資質向上推進事業実施要綱

1 目的

介護施設の看護職員を認定看護師が支援することにより、看護職員の専門能力の向上を図り、ひいては施設全体のケアの質を高める。

2 実施主体

公益社団法人青森県看護協会

3 事業内容

(1) 認定看護師派遣

- ア 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への事業案内
- イ 認定看護師及び所属施設の看護管理者への事業説明
- ウ 認定看護師派遣事業の実施（特別養護老人ホーム15か所・老人保健施設5か所）
- エ 応募してきた施設に対して合同での事前打ち合わせを実施
- オ 事業実施報告会ならびに介護施設で働く看護職を対象にした研修会の実施
- カ 3年間の事業実施施設を対象に、感染症・褥瘡の発生状況の評価を目的としたアンケート調査の実施
- キ 3年間の事業実施報告書の作成（事業対象施設、関係機関等へ送付）

(2) 感染管理スキルアップ研修の実施

- ア 感染管理認定看護師で構成した感染管理スキルアップ委員会を設置し、感染対策教育プログラムを作成する。
- イ 委員会で検討した感染対策の研修会（30名×2回）を実施する。
- ウ 感染管理認定看護師を対象とした資質向上のための研修会（29名×1回）を実施する。

外国人介護人材受入施設環境整備事業実施要綱

1 目的

介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにする。

2 実施主体

公益社団法人青森県老人福祉協会

3 事業内容

下記の事業を実施するものとする。

(1) 県内施設・事業所での、外国人介護人材受入についての意向調査

- ・受入について前向きかどうか、前向きではない事業所については何が課題、不安の原因となっているのかを探り、雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしをする。

(2) 外国人介護人材受入支援推進委員会の設置

- ・外国人介護人材受入を検討している施設等のためのセミナーや、外国人介護人材を指導する立場となった職員のための研修内容を検討する。
- ・外国人介護人材を受け入れた（受入予定の）施設側の不安を和らげ、外国人介護人材が円滑に就労し生活できるよう、推進委員による巡回相談、メール、電話での相談に応じる。
- ・事業全体を統括し、多様性を受け入れる地域、施設の風土づくりに尽力する。

(3) 外国人介護人材受入準備セミナーの開催

- ・受入を前向きに検討できるよう適切な情報提供、実際に受け入れている施設の事例紹介や、働いている外国人の体験談など。

(4) 外国人介護人材を受け入れた（受入予定の）介護施設等における指導体制を支援

- ・外国人介護人材指導担当者研修の実施：施設等における外国人介護人材指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修の開催
- ・外国人介護人材合同施設見学会

介護人材U I J ターン促進事業実施要綱

1 目的

本県は県内全域が豪雪地帯または特別豪雪地帯となっており、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に規定される地域となっていることから、介護人材確保の更なる推進のため、地域外（県外の中山間地域等以外の地域）からの人材確保について支援し、介護サービスの提供体制を確保する。

2 実施主体

認証評価制度の認証事業所

3 事業内容

下記の事業を実施するものとする。

(1) 地域外での採用活動支援

県外での採用活動を行うため、就職説明会等を開催する。

(2) 地域外からの就職支援

県外の中山間地域等以外の地域から県内の介護サービス事業所・施設に就職するために必要な経費（引越費用、赴任旅費、短期間の体験就労のための旅費）について支援を行う。

別添1 7

介護従事者向け権利擁護研修事業実施要綱

1 目的

介護サービス事業従事者等の権利擁護に関する意識向上のための研修を実施することにより、職員の資質向上を図り、ひいては虐待防止・抑止に資する。

2 実施主体

公益社団法人青森県社会福祉士会

3 事業内容

介護サービス事業従事者等を対象とした介護従事者向け権利擁護研修の実施

別添1 8

高齢者権利擁護等推進事業看護職員研修事業実施要綱

1 目的

介護現場において保険医療及び福祉サービスを提供している看護職員を対象とした権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得するための研修、介護職員を対象とした看護職員必置でない介護サービス事業所に権利擁護を普及するための研修を実施することにより、職員の資質向上を図り、ひいては虐待防止・抑止に資する。

2 実施主体

公益社団法人青森県看護協会

3 事業内容

- (1) 介護サービス事業所に従事する看護職員を対象にした看護実務者研修会の実施
- (2) 介護サービス事業所に従事する介護職員を対象にした介護職員研修会の実施
- (3) 公益社団法人日本看護協会が実施する看護指導者養成研修への職員派遣